

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、明治大学附属中野中学校、高等学校父母と教師の会（PTA）という。

(目 的)

第2条 (1) この会は、家庭と、学校との関係を緊密にして、生徒の教育について、父母と教師とが聡明な協力をする。
(2) 教育に対する理解を深めて、学校教育の振興に寄与する。
(3) 会員相互が親睦を篤くして、学校教育に対して援助後援する。

(方 針)

第3条 (1) この会は、教育を本旨とする団体として活動する。
(2) この会は、自主独立の会であって、他の如何なる団体の支配統制干渉も受けない。
(3) この会は、校長及び教師と教育問題について、討議し、またその活動を助けるために、意見を具申し、参考資料を提出するが、直接学校教育の管理や、教師の人事に干渉しない。
(4) この会は、学校の財政的維持や、教師の給与、並びに、生活費に関して後援はしても、直接の責任は負わない。

(事 務 所)

第4条 この会の事務所は、明治大学附属中野高等学校内におく。

第2章 会 員

第5条 この会の会員は、明治大学附属中野中学校、高等学校に在学する生徒の父母又は、これに代るべき者（以下父母と云う）と、この学校に勤務する教員、事務職員（以下教師と云う）の全員とする。

第3章 役 員

(役 員)

第6条 この会には、原則として次の定数の役員を置く。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| 教師副会長 | 1名 |
| (3) 常任委員長 | 各学年1名 |
| 副常任委員長 | 1名（常任委員兼務） |
| 教師副常任委員長 | 各学年主任 |
| (4) 常任委員 | 各学級1名 |
| 教師副常任委員 | 各学級担任 |
| (5) 委 員 | 各学級5名 |
| (6) 監 査 | 2名 |
| (7) 総務委員 | 各部長 |
| (8) 会 計 | 1名 |
| (9) 書 記 | 1名 |

(役員を選定)

第7条 役員を選定は次のようにする。

- (1) 会長……常任委員長、副常任委員長協議の上選出する。
- (2) 副会長……常任委員長、副常任委員長協議の上選出する。
教師副会長……教頭があたる。
- (3) 常任委員長……その学年の常任委員が協議の上選出する。副常任委員長はその学年常任委員の互選により決める。
教師副常任委員長……学年主任があたる。
- (4) 常任委員……その学級の委員が協議の上選出する。
教師副常任委員……学級担任があたる。
- (5) 委員……その学級の会員の互選による。
- (6) 監査……役員以外の父母会員の中から2名を会長が選定し総会に報告する。
- (7) 総務委員……各部長があたる。
- (8) 役員に欠員の生じた場合は上記の選定方法によって補欠選定する。
- (9) 委員の定数はその学級の事情によって10名までを会員に諮って増員することが出来る。
- (10) 教師役員は教育組織の改更によって変更する。
- (11) 副常任委員長を除き役員は兼任できない。

(役員の会務)

第8条 役員会の会務

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括し、総会、常任委員長会を召集して議長になる。なお必要のある場合は、各々の会を召集して議長になる。
- (2) 副会長は会長を補佐して会長に事故のあるときは会務を代行する。
- (3) 常任委員長はその学年を代表し、副常任委員長と協議してその学年の常任委員会を召集して議長になり、その学年の学級相互の連絡調整にあたる。
- (4) 副常任委員長は常任委員長と諸事項を協議してこれを補佐し、常任委員長に事故のあるときは、これを代行する。
- (5) 常任委員はその学級を代表し、その学級の委員会を召集して議長となり、学年常任委員会及びこの会の常任委員会に於いて諸事項を審議、議決する。ただし総会で行うべき事項以外でも重要事項は総会の議を経なければならない。
- (6) 委員はその学級を代表し、委員会に於いてその学級の諸事項を審議して、その学級委員会の議を経て議決執行する。なお会の主旨によって諸事項の執行にあたる。
- (7) 監査は12月、3月の下旬に会計を監査し、その結果についての事実と注意事項とを記録捺印して会長及び総会に報告する。
なお会務について意見をのべることができる。
- (8) 総務委員は教師副会長を長として、会の運営、調整にあたる。

(役員任期)

第9条 役員任期

役員任期は1ヵ年とする。ただし欠員を生じた場合の補欠役員任期は、前任役員残りの期間とする。役員は任期満了後も後任者が就任する迄はその任務をおこなう。

第4章 総会及び役員会

(総会及び役員会)

第10条 (1) この会は毎年1回以上必要に応じて総会又は役員会を開く。

- (2) 文書による意志表示委任状は出席と認める。
- (3) 総会に於いて行う事項は次の通りである。
 1. 会務の報告
 2. 予算、決算の審議
 3. その他必要な事項の協議

第5章 会 計

(経 費)

第11条 この会の経費は次のものでこれにあてる。

- (1) 会員の会費
- (2) この会の運営によって生じた収益金
- (3) その他有志の寄附金等

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 職 員

(職 員)

第13条 この会には書記と会計とを置き、各々の事務を担当する。

- (1) 職員は会長が学園の事務職員の中から委嘱する。
- (2) 書記は総会、役員会の議事を正確に記録して保管する。
- (3) 会計は金銭の出納にあたる。

第7章 付 則

(規約改正)

第14条 (1) この会の規約は、総会の決議によらなければ改正することは出来ない。

- (2) 改正規約の実施は総会に於いて定めた日から実施する。

第15条 この会に次の委員会をおき、委員会の運営は役員会の責任により行う。

- (1) 広報委員会
- (2) PTA教養講座委員会
- (3) 学生服リサイクル委員会
- (4) その他、役員会で必要と認められた委員会